

岩手県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営江釣子第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地又は換地を定めない土地として指定した。

平成21年2月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
北上市上江釣子10地割	24番1	田	田	m <sup>2</sup> 950	m <sup>2</sup> 38
〃	89番1	〃	〃	868	159
〃	178番1	〃	〃	968	296
〃	285番1	〃	〃	889	136
〃	303番	〃	〃	1,044	544

2 換地を定めない土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
北上市上江釣子10地割	46番1	田	田	m <sup>2</sup> 692